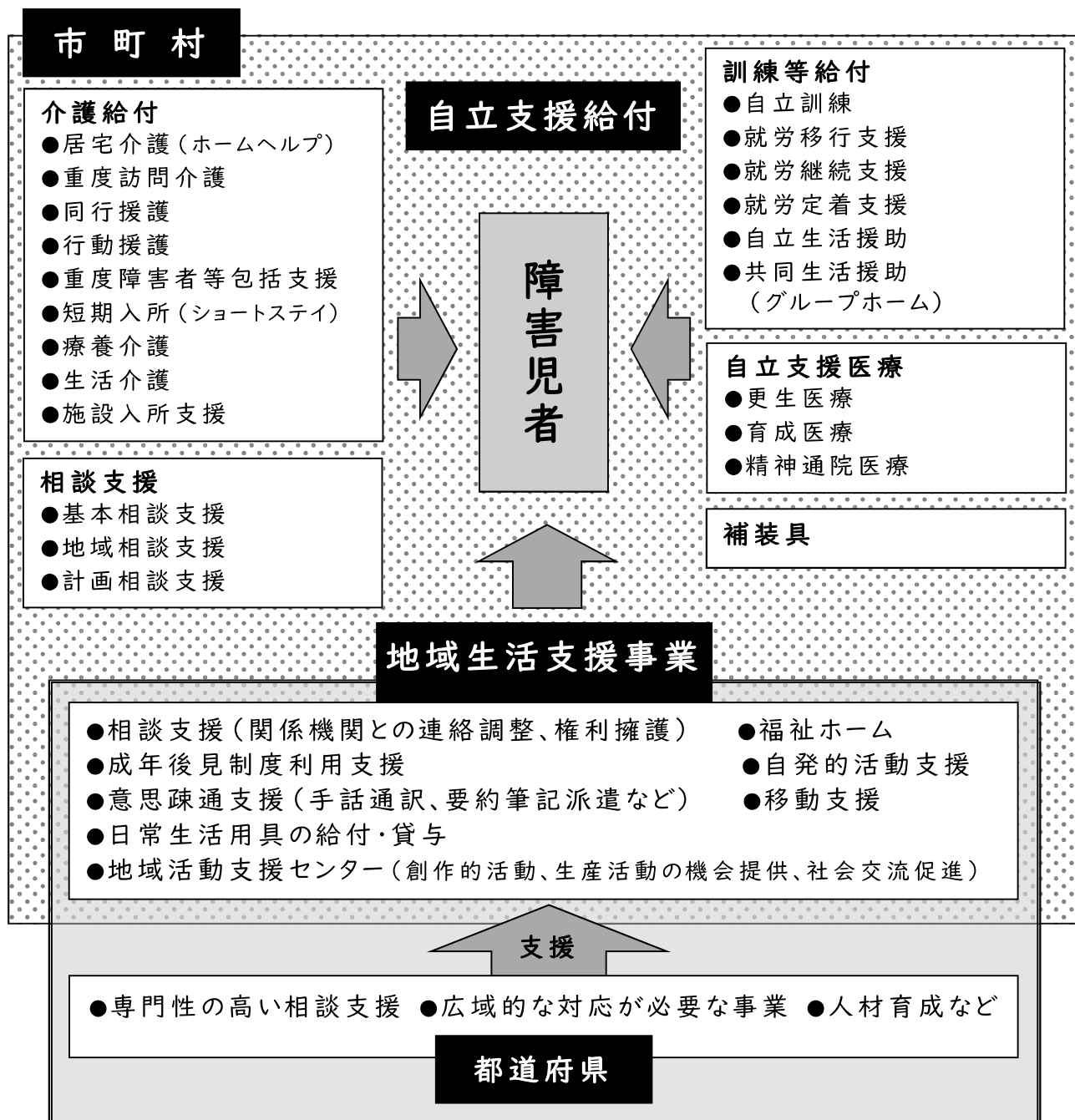


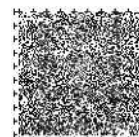


障害者総合支援法による自立支援システム

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」によって構成されています。



※介護給付、訓練等給付及び地域相談支援給付を利用するためには、「サービス等利用計画」の作成が必要です。



障害者総合支援法に基づくサービスについて

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、障害のある方の障害程度や居住状況などを踏まえ、個別に支給決定される「**障害福祉サービス**」と、状況に応じて市町の創意工夫により柔軟に対応できる「**地域生活支援事業**」に大別されます。

障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「**介護給付**」、訓練などの支援を受ける「**訓練等給付**」、地域生活のための相談支援を受ける「**相談支援**」の3つがあります。

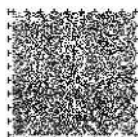
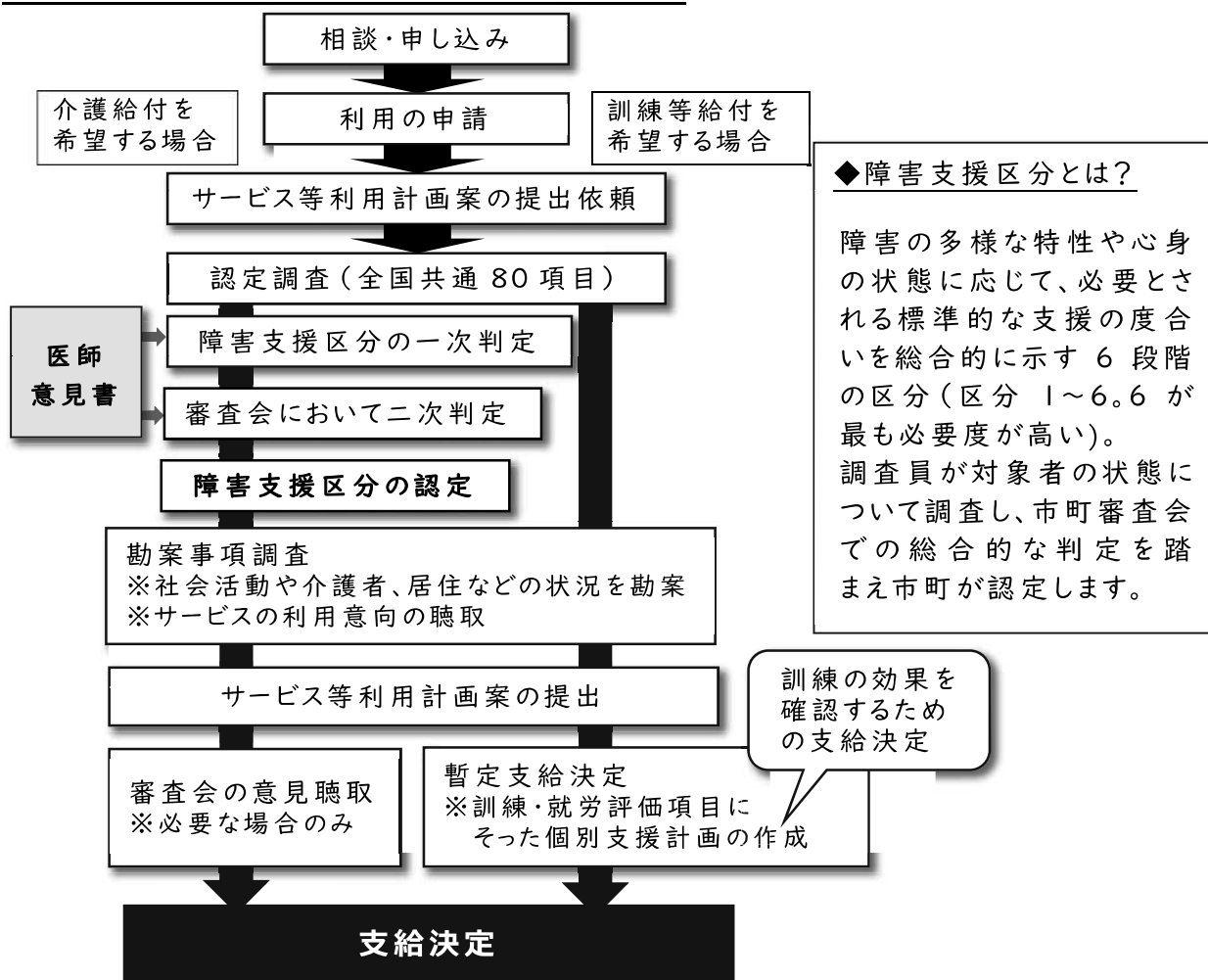
相談窓口	市町（障害福祉担当課）
------	-------------

利用者負担	原則 1 割 ※所得に応じて上限額が設定されるため、どれだけサービスを利用しても、上限額以上の負担はありません。
-------	--

5

福祉サービスについて

★障害福祉サービス支給決定までの流れ



障害者総合支援法に基づくサービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービス（自立支援給付、地域生活支援事業）の概要を紹介します。なお、それぞれのサービスの受給対象者の詳細については、巻末資料（77～80ページ）をご確認ください。

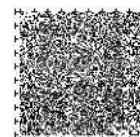
▶障害福祉サービス

◆訪問系サービス（介護給付）

サービス名	サービスの内容	事業所一覧
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、洗濯、部屋の掃除などを行います。	81p
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。また、外出時の移動支援なども行います。	81p
同行援護	視覚障害により一人での移動が困難な方に、外出時の移動支援や、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）などを行います。	81p
行動援護	知的障害や精神障害により一人での行動が困難な方に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動支援などを行います。	81p
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	-

◆日中活動系サービス（介護給付）

サービス名	サービスの内容	事業所一覧
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護している方が病気になったときや、一時休息が必要などきに、障害のある方に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	85p
療養介護	医療が必要かつ常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話などを行います。	89p
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。また、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	89p



◆施設系サービス（介護給付）

サービス名	サービスの内容	事業所一覧
施設入所支援 (障害者支援施設)	施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	92p

◆居住支援系サービス（訓練等給付）

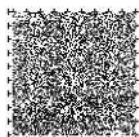
サービス名	サービスの内容	事業所一覧
自立生活援助	施設などの利用者が一人暮らしに移行する際に必要な支援を、定期的に居宅訪問するなどして行います。	93p
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営んでいる方に、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	94p

◆訓練系・就労系サービス（訓練等給付）

サービス名	サービスの内容	事業所一覧
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能や生活能力の向上のための訓練を行います。	104p
就労移行支援	一般企業などでの就労を希望する方に、必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	104p
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで働くことが困難な方に、働く場を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。 (A型：雇成型、B型：非雇成型)	105p
就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	115p

◆相談支援系サービス（相談支援に係る給付）

サービス名	サービスの内容	事業所一覧
計画相談支援	障害のある方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成し、適宜サービス等の利用状況について検証します。	116p
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や精神科病院に入院している方などが、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	116p
地域定着支援	自宅で単身生活する方などに、常に連絡体制を確保し、障害が原因となって生じた緊急事態などの場合に相談、緊急訪問などを行います。	116p



◆相談支援事業について

相談支援は、障害福祉サービスなどが「必要な人に必要な量」届くように支援する事業です。障害者総合支援法では、相談支援事業は市町村の責務として規定され、市町村の必須事業として位置づけられています。

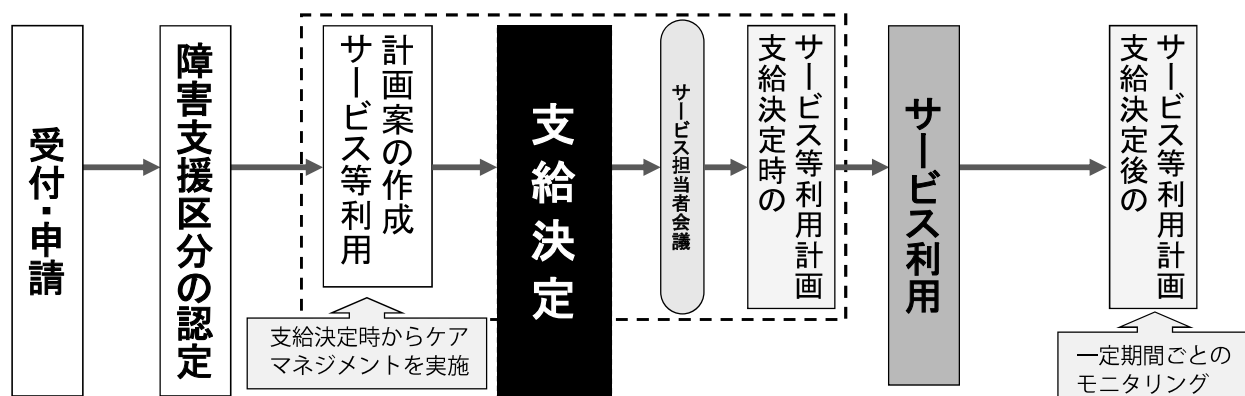
※相談を受けて支給決定が行われ、サービスを利用するまでの流れ（相談支援の流れ）を図示すると、おおむね下記の表のとおりです。

計画相談支援、障害児相談支援を行う事業所の指定は、市町村長が行います。計画相談支援を行う指定事業所は「特定相談支援事業所」、障害児相談支援を行う指定事業所は「障害児相談支援事業所」といいます。

地域移行支援、地域定着支援を実施する事業所の指定は、都道府県知事が行います。指定事業所は「一般相談支援事業所」といいます。

それぞれの事業所には、一定の実務経験があり、相談支援従事者研修を修了し専門的知識・技能を備えた『相談支援専門員』が配置されています。

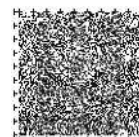
【計画相談支援の流れ】



◇サービス利用希望者から利用申請を受けた市町村は、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勧案して支給決定を行います。（特定相談支援事業者ではない者が作成する計画案（セルフプラン）を提出することも可能です。）

◇支給決定時のサービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をしたとき、市町から特定相談支援事業者に報酬（計画相談支援給付費）が支払われます。

◇障害児についても、児童福祉法に基づき、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）が作成されます。



▶地域生活支援事業

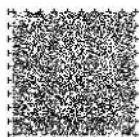
◆市町事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方への理解を深めるために、地域社会の住民に対して、研修や啓発活動を実施します。
自発的活動支援事業	障害のある方が自立生活や社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民が実施する交流会やボランティア活動などを支援します。
相談支援事業	障害のある方やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護などのために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用な知的障害者または精神障害者に、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	障害のある方の権利を守るため、成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障害により、意思疎通が難しい方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある方や難病患者に、自立生活を送るための支援用具などを給付したり貸与したりします。(26 ページ参照)
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通が難しい障害のある方が自立生活や社会生活を営むことができるよう、日常会話に必要な手話を修得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者が外出するときに、移動の支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある方に創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを支援します。
福祉ホーム	住居を求めている障害のある方に、低額な料金で居室その他の設備を利用していただき、社会参加を支援します。

※この他、市町の判断で必要な事業を行います。

例：訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業 など

地域活動支援センター一覧……139 ページ
福祉ホーム一覧……139 ページ

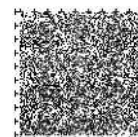


◆ 県事業

事業名	事業内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害や高次脳機能障害など専門性の高い障害について相談に応じ、情報提供などを行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	意思疎通が難しい障害のある方のために、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	意思疎通が難しい障害のある方のために、特に専門性の高い意思疎通支援者を派遣する体制を整備し、広域的な派遣などを行います。
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	聴覚障害のある方のために、手話通訳者、要約筆記者の広域的な派遣がスムーズに実施できるよう、市町村相互の連絡調整体制を整備します。
広域的な支援事業	県相談支援体制整備事業など、市町域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害福祉サービスまたは相談支援が円滑に実施されるよう、サービス事業者向けの研修や、研修における指導者を育成するための研修などを行います。

※この他、県の判断で必要な事業を行います。

例：オストメイト社会適応訓練事業、児童発達支援センター等の機能強化 など



児童福祉法に基づくサービスについて

児童福祉法に基づく福祉サービスには、施設などに通って支援を受ける「障害児通所支援」、施設に入所する「障害児入所支援」、効果的にサービスを利用するための支援を行う「障害児相談支援」の3つがあります。

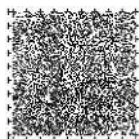
相談窓口	◇障害児通所支援：市町（障害福祉担当課） ◇障害児入所施設：中央児童相談所（☎0952-26-1212） 県障害福祉課（☎0952-25-7401）
------	--

利用者負担	原則 1割 ※地域で子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担となるよう軽減措置があり、所得に応じた上限額が設定されます。 ◇満3歳になって初めての4月1日から3年間は、児童発達支援などの利用者負担が無償化されます。
-------	--

児童福祉法に基づくサービスの体系

◆障害児通所支援

サービス名	サービスの内容	事業所一覧
児童発達支援	障害のある児童（小学校就学前）に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	121p
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害がある児童に、上記の児童発達支援に加えて治療を行います。	-
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に、授業の終了後や休業日、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	126p
居宅訪問型児童発達支援	外出が非常に難しい障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。	136p
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、乳児院などを訪問し、障害のある児童に集団生活への適応のための専門的な支援を行います。また、施設の従業員に対する支援方法の指導などを行います。	137p



◆障害児入所支援

サービス名	サービスの内容	事業所一覧
福祉型障害児入所施設	障害のある児童を施設に入所させ、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行います。	138p
医療型障害児入所施設	障害のある児童を施設に入所させ、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や治療を行います。	138p

◆相談支援

サービス名	サービスの内容	事業所一覧
障害児相談支援	障害のある児童が抱える課題解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成し、適宜サービスなどの利用状況について検証します。	116p

★障害児通所支援利用の流れ

①利用申請・相談【市町（障害福祉担当課）】

↳ ②障害児支援利用計画案の作成【障害児相談支援事業者】

↳ ③支給決定【市町（障害福祉担当課）】

↳ ④障害児支援利用計画の作成【障害児相談支援事業者】

↳ ⑤利用契約【障害児通所支援事業所】

↳ ⑥サービスの利用【障害児通所支援事業所】

